

社会保障・税番号制度の検討経緯

資料 4

2009年12月、「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及。

2010年2月、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年10月、「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置（2011年6月までに全6回開催）。

2010年11月、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。
「社会保障改革の推進について」を閣議決定。

2011年1月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、
「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月、政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

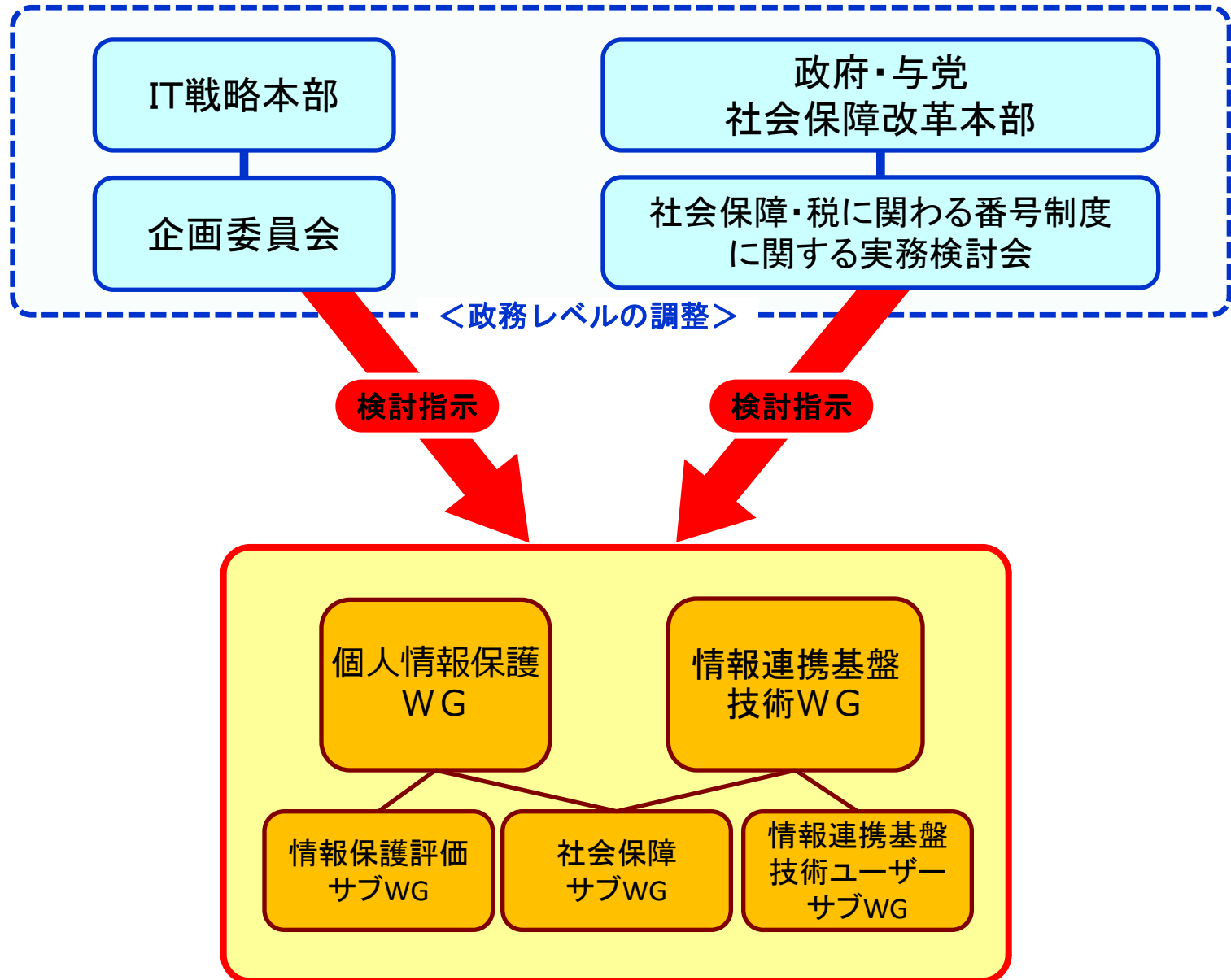
2011年12月、政府・与党社会保障改革検討本部を「政府・与党社会保障改革本部」に改称（以降2回開催）。
社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、マイナンバー法案の概要を決定。

2012年1月6日、政府・与党社会保障改革本部で、「社会保障・税一体改革素案」を決定、閣議報告（2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定）。

2012年2月14日、マイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定、国会提出。

検討体制

(平成24年2月現在)



社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定め、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に関し限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、住民からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付。

マイナンバーの主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、防災分野等の事務で利用

社会 保障 分野	年金分野	⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
防災分野		⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。</u>

マイナンバー法案の概要

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人等を識別するための番号を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために必要な事項を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、趣旨(1条～3条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、基礎番号の生成(4条、5条)
利用範囲(6条)
再委託の制限(7条)
個人番号取扱者の責務(8条、9条)
提供の要求(10条)
本人確認の措置(11条)
提供の制限(12条)

III. 特定個人情報の保護等

1. 特定個人情報の保護

特定個人情報ファイルを保有しようとする者のための指針(13条)
特定個人情報保護評価(14条)
特定個人情報ファイルの作成の制限(15条)
委託先の監督(16条)
特定個人情報の提供の制限(17条)
収集等の制限(18条)

2. 情報提供等

情報提供ネットワークシステム(19条)
特定個人情報の提供(20条)
情報提供等の記録(21条)
秘密の管理(22条)
秘密保持義務(23条)

3. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(24条)
情報提供等の記録についての特例(25条)
地方公共団体等が保有する特定個人情報等の保護(26条)
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護(27条～30条)

IV. 個人番号情報保護委員会

1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、組織等(31条～35条)
委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(36条～38条)
委員長(39条)、会議(40条)、事務局(41条)
政治運動等の禁止(42条)
秘密保持義務(43条)、給与(44条)

2. 業務

指導及び助言(45条)
勧告及び命令(46条)
報告及び立入検査(47条)
適用除外(48条)
内閣総理大臣に対する意見の具申(49条)
国会に対する報告(50条)

3. 雑則

規則の制定(51条)

V. 法人番号

通知等(52条)
情報の提供の求め(53条)
資料の提供(54条)
正確性の確保(55条)

VI. 個人番号カード

個人番号カード(56条)

VII. 雑則

指定都市の特例(57条)
事務の区分(58条)
権限又は事務の委任(59条)
主務省令(60条)
政令への委任(61条)

VIII. 罰則

附則

施行期日(附則1条)
準備行為(附則2条)
経過措置(附則3条、附則4条)
政令への委任(附則5条)
検討(附則6条)

別表第一(利用範囲(6条)関係)

別表第二(提供制限(17条)関係)

マイナンバー法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うため、所要の措置を講ずるもの。

本法で規定の整備を行うのは27法律

○個人番号関係(但し、利用範囲関係以外)

- ・地方自治法の一部改正(1条、2条)
- ・国民年金法の一部改正(10条、11条)
- ・住民基本台帳法の一部改正(17条～23条)
- ・総務省設置法の一部改正(39条～41条)

○利用範囲関係

- ・地方税法の一部改正(5条)
- ・租税特別措置法の一部改正(8条、9条)
- ・国税通則法の一部改正(12条、13条)
- ・所得税法の一部改正(15条、16条)
- ・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正(25条、26条)

○個人番号情報保護委員会関係

- ・特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(3条、4条)
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(33条)
- ・国家公務員法の一部改正(34条)
- ・国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正(35条)
- ・内閣府設置法の一部改正(37条、38条)

○法人番号関係

- ・投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(6条)
- ・信託法の一部改正(6条)
- ・信用金庫法の一部改正(7条)
- ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正(7条)
- ・労働金庫法の一部改正(7条)
- ・資産の流動化に関する法律の一部改正(7条)
- ・商業登記法の一部改正(14条)
- ・保険業法の一部改正(24条)
- ・財務省設置法の一部改正(42条)

○個人番号カード関係

- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正(28条、29条)
- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正(30条～32条)
- ・地方公共団体情報システム機構法の一部改正(36条)

○罰則関係

- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正(27条)

○附則(施行期日)

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

平成23年12月16日
社会保障・税に関わる番号制度に
関する実務検討会決定

☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

1. 番号交付: **市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。**
2. 利用範囲: **「税＋社会保障＋防災の各分野」から開始。**
医療等の分野については、まずは医療保険者における手続で利用。
3. 情報連携: **番号個人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。**
4. 個人情報保護: **三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。**

★その他各府省の関連法令の改正が必要。
関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出
・住民基本台帳法
・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
・商業登記法
・内閣府設置法
・総務省設置法
・財務省設置法 などが想定される。

2011年 (H23)
H23.12

2012年 (H24)

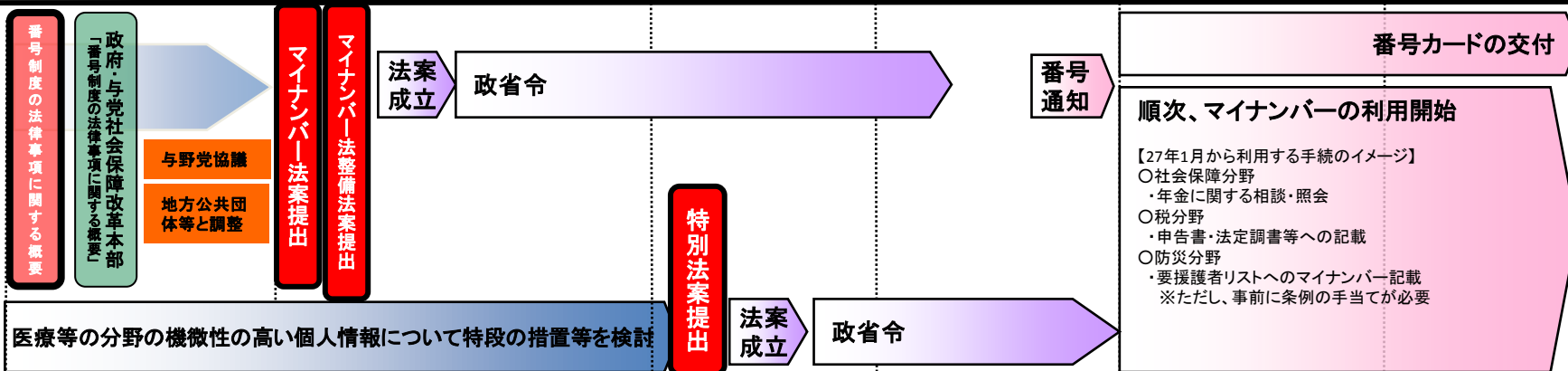
2013年 (H25)

2014年 (H26)

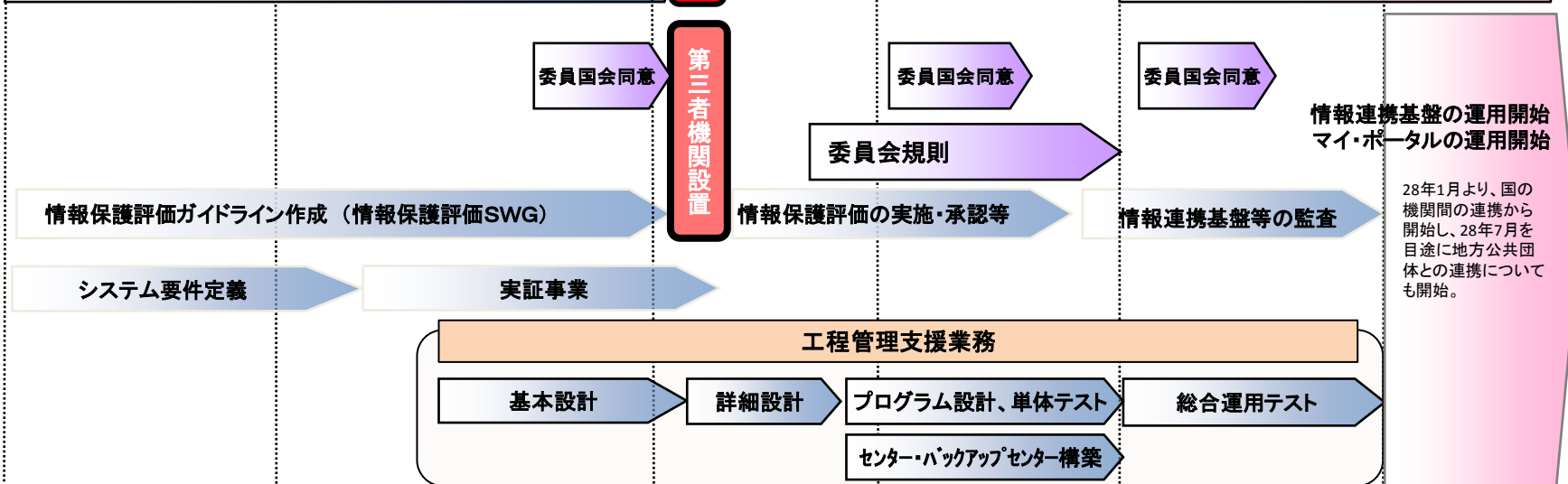
2015年 (H27)

2016年 (H28)

制度構築



システム構築



国民対話

